

有治人。無治法。  
(治人有れど、治法無し。)

瀧川政次郎『非理法権天』より



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

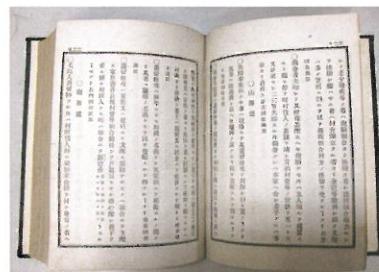
第23号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心とした様々な視点で紹介していきます。みなさまも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から



生田精『全国民事慣例類集』  
(司法省蔵版、明治13年)



『全国民事慣例類集』の一部

\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介します。

### 第8回 『全国民事慣例類集』

『民事慣例類集』とは、明治9年(1876)から同13年にかけておこなわれた、各地のさまざまな法慣習についての調査記録です。これらの慣習は日本に民法典をつくるため、お雇い外国人ヒル(George W. Hill)の意見書にもとづいて集められました(手塚豊・利光三津夫編『民事慣例類集』)。ヒルは司法省に在勤したアメリカ人法律家で、明治5年のマリア・ルス号事件では、判決の下書きをしたともいわれています。フランス法優位の当時の司法界において、ヒルは必ずしも全面的に受け入れられた人物ではありませんでした。しかし、彼の提言を受けて『民事慣例類集』が編纂されたことは、その後の民法典論争を含む日本の司法界に、大きな影響をおよぼしています。

ヒルは、明治政府が日本初の民法典を編纂するにあたって、西洋の法律をそのまま継受するのではなく、日本旧来の法制度を集成するべきであるとしています。ヒルが集めるべきであるとしたのは、これまで裁判所でくだされた「民事ノ判決記録」すなわち判例を意味していました。ところが司法省では、地方に委員を派遣して慣習を調査するという方針で資料収集をすすめています。そして、明治10年に『民事慣例類集』が、同13年には『全国民事慣例類集』が、それぞれ編集されました。

『民事慣例類集』は、もともと民法をつくるための参考資料として作成されましたが、明治24年(1891)に京都地方裁判所では、原告が主張の根拠として提示した『民事慣例類集』を証拠として認めない判決をくだしています。この事例では、結果として『民事慣例類集』が裁判基準とはならなかったものの、当時、訴訟において『民事慣例類集』を依るべき法源として用いた人がいたという興味深い事実がみられます(村上一博「裁判基準としての『習慣』と民事慣例類集」)。

現在、法務省赤れんが棟にある法務史料展示室の中央には、『民事慣例類集』の最終稿とみられる『地方民事慣例類集 人事』が展示されています。『地方民事慣例類集』はもともと、全四冊からなる簿冊でしたが、現在は一冊しか残されていません。四冊のうち三冊は、太平洋戦争の戦火から逃れるために疎開した甲府で、戦災のため焼失しています。



#### 準拠法：ジュンキヨホウ

国際私法によって、ある法律関係を規律するものとして選択される法を、準拠法と呼びます。この言葉は、明治期の「法例」(現在の「法の適用に関する通則法」)起草の際に、法学者穂積陳重によって用いられて定着しましたが、「準拠」という言葉自体は、古代の『延喜式』や中世の『御成敗式目』、戦国期の『大内氏捷書』でも用いられ、明治初期の法令でも見られる言葉でした。

# 史跡探訪

## 露国皇太子遭難之地

明治24年(1891)5月11日、来日中のロシア皇太子ニコライが、警備中の巡査・津田三蔵によって斬りつけられ負傷するという事件が発生します。幸い、ニコライの負った傷は致命傷ではありませんでしたが、この報に接した日本の朝野はロシア側の反応をおそれて震撼しました。いわゆる大津事件です(尾佐竹猛著・三谷太一郎校注『大津事件』、吉村昭『ニコライ遭難』など)。今回掲げた写真はその事件現場で、左側写真の石碑には、「此附近露国皇太子遭難之地」と記されています。

本事件の裁判にあたり、政府は津田を、日本の天皇や皇太子などへの加害行為について定めた条文を用いて「死刑」に処すよう求めますが、当時の大審院長であった児島惟謙らはその要請に応じず、通常の謀殺(現在でいう殺人の一種)未遂とした上で「無期徒刑」(島地に発遣して定役を科す刑罰)の判決を下しました。この判決により、かつては司法権の独立を守った「護法の神」とも評されていた児島ですが、近年では、児島が津田を「死刑」にする方策を政府に進言していた事実や、児島自身が事件を担当する裁判官に対して度重なる説得を行っていたことが指摘されるなど、より多角的な評価がなされるにいたっています(楠精一郎『児島惟謙』)。



大津事件記念碑とその周辺



### 歴史の壺クイズ

建武3年(1336)の室町幕府成立から  
15年間、足利尊氏・直義兄弟による  
二頭政治が行われたことはよく知られています。  
この二頭政治の後半は直義の権力が増大して  
いきますが、そのことは現在残されている  
直義作成の古文書にもよく表現されています。  
いったい、どのような形でそれは表されて  
いるのでしょうか?

1. 直義の花押(サイン)が  
極端に大きく記されている
2. 本文が薄いグレーの墨で  
書かれている
3. 直義の花押だけ朱色  
の墨で書かれている

前回の答えは  
**1番!**

### 横顔



玉乃世履は文政8年(1825)、岩国藩の中級士族桂家に生まれました。少年期より儒学を能くし、後に藩の儒者玉乃九華の跡を嗣ぎますが、その間、実父の脱藩により士籍を失うなど浮沈の激しい青年期を送ります。横井小楠、吉田松陰といった当代一流の論客と交わって見聞を広め、苦学して洋式兵学を修めた玉乃は、幕末の動乱期に国元で学問に兵事に実力を發揮し、次第に重く用いられるようになりました。やがて明治2年には新政府に登用され、民部省、聴訟司などで裁判事務を担当し、同4年8月、新設なった司法省に移ると間もなく権大判事に昇ります。権大判事は当時の司法省では判事の最高位です。

玉乃は正規の法学教育を受けたことはありませんが、数々の難事件に優れた手腕を發揮し、また法典編纂にも参与し、翻訳書を通じてフランス法の知識を身につけました。そして明治8年、大審院の初代院長となると更に多くの難事件を手がけ、制度設計と実務の両面で、呱々の声を上げたばかりの我が国司法界を牽引していきます。明治16年には高等法院裁判長として福島事件の河野広中らに有罪を言い渡しますが、政府が欲した死刑とはほど遠い軽い刑罰でした。裁判官の身分が保障されない時代に、藩閥に属さぬ玉乃が示した最大限の抵抗と言えましょう。三宅雪嶺は玉乃を「萩に生れへば、更に力を伸ばしたらん」と評しています。

明治19年(1886)8月、玉乃は自宅で自害します。遺書の存否は明らかにされず、原因は謎のままであります。